

第 百 十 八 号 議 案

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年十一月二十四日

提出者 江戸川区長 斉 藤 猛

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月江戸川区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「六月に支給する場合においては百分の百十五、十二月に支給する場合においては百分の百二十」を「六月及び十二月に支給する場合においては百分の百十五、十二月に支給する場合においては百分の百十五」に改め、同項ただし書中「六月に支給する場合においては百分の九十五、十二月に支給する場合においては百分の百」を「六月及び十二月に支給する場合においては百分の九十五、十二月に支給する場合においては百分の百」とあるのは「百分の七十」と、「百分の九十五、十二月に支給する場合においては百分の百」とあるのは「百分の五十五、十二月に支給する場合においては百分の六十」を「百分の九十五」とあるのは「百分の五十五」に改める。

第二条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「六月及び十二月に支給する場合においては百分の百十五」を「六月に支給する場合においては百分の百十七・五」に改め、同項ただし書中「六月及び十二月に支給する場合においては百分の九十五」を「六月に支給する場合においては百分の九十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の

九十五」とあるのは「百分の五十五」を「百分の百十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の九十七・五」とあるのは「百分の五十七・五」に改める。

付 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

(説明)

特別区人事委員会勧告に基づき、幼稚園教育職員の期末手当の年間支給月数を改定する必要があるので、本案を提出いたします。